

事務連絡
令和2年4月15日

県内各市町 介護保険担当課 御中

広島県健康福祉局医療介護計画課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて

介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、通常時の法令上の考え方に
基づき適切な運用を推進されていることと思いますが、新型コロナウイルス感染症拡
大防止の観点から、国の事務連絡〔※注1〕において、臨時的な取扱いが順次示され
ているところです。

平時と異なる局面で奔走されている、市町の担当者や現場の介護支援専門員の皆様
の負担軽減を図るため、国の示す臨時的な取扱いのうち、ケアマネジメント業務関連
個所について**別紙**のとおり抜粋・整理しました。

貴課におかれましては、これらを踏まえた弾力的な対応を図るとともに、適宜、関
係する介護サービス事業所等にも御周知くださいますようお願いいたします。

この事務連絡は、広島県介護支援専門員協会にも情報提供し、会員等への周知を依
頼しておりますので申し添えます。

※県のホームページにも掲載しております。

URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kaigosiennsenmonninn/>

〔注1〕：国の事務連絡 ～関連個所は**参考資料**のとおり

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱
いについて」（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

※現時点で、第1報（令和2年2月17日）～第8報（令和2年4月10日）が発出済

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る国の事務連絡を踏まえた

ケアマネジメント業務の臨時的な取扱いについて

広島県医療介護計画課

令和2年4月15日整理分

業務内容等	運用方法	
	通常時 (運営基準規定)	臨時的取扱い (新型コロナウイルス感染症対応)
① アセスメント (利用者の状態把握等)※初回訪問	居宅訪問	居宅訪問 (通常時と同じ)
② ケアプラン (原案作成) 国事務連絡(第8報)適用	※2回目以降 当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間短縮等の変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表,第3表,第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要	サービス変更の場合は変更後の作成で可 ※やむを得ない場合は、通常時でもOK
③ サービス提供事業者との連絡調整 (サービス担当者会議の開催) 国事務連絡(第3報)適用	招集(対面)開催 ※利用者の意見を勘案して必要と認める場合や、やむを得ない場合については意見照会を行う	電話・メールでも可 ※利用者の状態に大きな変化が見られない等、ケアプランの変更内容が軽微な場合は、サービス担当者会議の開催不要 (サービス提供日時や利用者住所の変更等)
④ 利用者本人との連絡調整	文書による同意	文書による同意 (通常時と同じ)
⑤ モニタリング評価 ※2月目以降、利用者の状況等を踏まえ、必要に応じケアプランを変更 国事務連絡(第4報)適用	居宅訪問	訪問しなくても可 ※利用者に特段の事情がある場合は通常時でもOK
⑥ 減算 国事務連絡(第1報)適用	—	減算しなくてよいケースあり ※新型コロナウイルス感染症対応でやむを得ず一時的に以下の状況になった場合 ①介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合 ②利用者の居宅を訪問できない等、基準による運用が困難な場合 ③訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合

※この表は、国の事務連絡のほか、日本介護支援専門員協会より提供のあった資料等を基に作成しています。

ケアマネジメント業務の臨時的な取扱いについての根拠

国の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(以下、「国事務連絡」と表記)から抜粋

国事務連絡	抜粋内容
<p>第 8 報 〔R2.4.10〕</p>	<p>② ケアプランについて (問1) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。 (答) 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。 また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。 なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。 【参考】※ ○平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて(事務連絡(平成28年4月22日)<抜粋> 2. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて (2) 基準 ② やむを得ずサービスを変更する場合の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>被災地等において、利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合には、居宅サービス計画(ケアプラン)等を変更する必要が生じるが、その際の居宅サービス計画等については、やむを得ずサービス変更後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うことも可能とする。</p> </div>
<p>第 3 報 〔R2.2.28〕</p>	<p>③ サービス提供事業者との連絡調整について (問9) 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。 (答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。 なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。</p>
<p>第 4 報 〔R2.3.6〕</p>	<p>⑤ モニタリング評価について (問 11) 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。 (答) 可能である。</p>

<p>第1報 〔R2.2.17〕</p>	<p>⑥ 減算について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。</p> <p>この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能とします。(中略)</p> <p>具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」(令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)における取扱いの考え方を参考に(…省略)</p> <p>以下、事務連絡「令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」からの抜粋 ⇒ <u>新型コロナウイルス感染症対応に準用</u></p> <p>(10)居宅介護支援</p> <p>①介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合 被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、<u>介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。</u></p> <p>②利用者の居宅を訪問できない場合 被災による交通手段の寸断等により、<u>利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。</u></p> <p>③特定事業所集中減算 被災地において、<u>ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。</u></p>
--------------------------	--